

町の補助制度を活用して空き家を解消しませんか？

「空き家・空き地バンク」 「空き家対策事業補助金」



空き家・空き地を
賃貸または売却したい方



空き家・空き地バンクに物件
情報を登録してみませんか？



補助制度も活用できます！

- 「空き家整備事業補助金」
(上限10万円)
- 「空き家改修事業補助金」
(上限50万円)

空き家・空き地バンク登録物件を賃貸、
購入した方も補助制度を活用できます。

- ・ 契約日から1年以内の申請に限る
- ・ バンク登録前にすでに所有者が事業
を実施した場合は対象外



実際の空き家・空き地バンク登録物件の例

空き家を
解体したい方



空き家解体事業補助金を
活用してみませんか？
(上限50万円)

- 裏面の補助要件に加えて、
次のどちらかを満たすことが条件
- ① 空き家解体後の跡地を戸建住宅用地と
して有償、無償を問わず提供すること
- ② 空き家解体後の跡地を空き家・空き地
バンクに登録申請すること

【お問い合わせ】

佐久穂町役場 総合政策課
政策推進係

TEL : 0267-86-2553

MAIL : seisaku@town.sakuho.nagano.jp

佐久穂町 空き家

検索

1 空き家・空き地バンク制度について

空き家・空き地バンクとは

町内の空き家等を賃貸及び売却希望する所有者から物件の提供を求め、町が登録した情報を、物件の希望者に提供するもの。

平成29年度の実績

- ・新規物件登録7件
- ・契約成立5件

※詳細はホームページをご確認ください。

佐久穂町空き家・空き地バンク



町は、売買・賃貸の仲介を行っていません。
仲介は、町と媒介について業務提携を結んでいる不動産協会へ依頼します。

2 空き家対策事業補助金について

事業	事業内容	補助率	補助金額（上限）
空き家整備事業	空き家の家財道具処分や、屋内・屋外の清掃等に要する経費について補助	1/2	10万円
空き家改修事業	空き家の改修（水回り、内装、屋根、外壁、下水接続等）に要する経費について補助	1/2	50万円
空き家解体事業	年間を通じて居住がされていない空き家の解体に要する経費について補助	1/2	50万円

補助条件

- ・住宅1軒につき各事業1回のみ申請可能
- ・工事等施工者が町内業者であること
- ・国、県、町から他の補助金を受けていないこと
- ・補助金交付決定前に着工していないこと
- ・年度内に事業が完了すること
- ・町税の滞納がないこと
- ・不動産業を営む者でないこと
- ・暴力団員でないこと 等

5月1日から随時募集しますが、町の予算（320万円）が終了し、募集終了となります。

※この他にも補助要件があります。詳細は「佐久穂町空き家対策事業補助金交付要綱」をご確認いただくか、担当係までお問い合わせください。

平成29年度の実績 ・ 整備事業2件、改修事業1件、解体事業2件